

平成25年度第3回千葉市子ども・子育て会議 議事録

1 日時 : 平成26年3月24日(月) 15時30分～18時00分

2 場所 : 千葉中央コミュニティセンター8階 会議室 千鳥・海鷗

3 出席者 :

(1) 委員

宮本みち子委員(会長)、大場隆委員(副会長)、浅野雅子委員、在原つかさ委員、伊藤雅子委員、榎沢良彦委員、太田俊己委員、岡本正彦委員、小倉和也委員、久留島太郎委員、野中定枝委員、畠山一雄委員、原木真名委員、藤澤彩委員、森島弘道委員、山崎淳一委員、吉江規隆委員、吉田美子委員(五十音順)

(2) 事務局

【こども未来局】	川上こども未来局長、片桐こども未来部長
【こども未来部こども企画課】	齊藤課長、大町課長補佐、上田主査
【こども未来部健全育成課】	渡邊課長、丸山こども家庭支援室長
【こども未来部保育支援課】	松尾課長、秋庭課長補佐
【こども未来部保育運営課】	仲田担当課長、岡崎課長補佐
【保健福祉局健康部健康支援課】	角田課長

4 議題 :

- (1) ニーズ調査結果(小学校就学前児童向け)の概要について(報告)
- (2) 「教育・保育提供区域」について
- (3) 教育・保育の「量の見込み」について
- (4) 今後の審議事項とスケジュールについて
- (5) その他

5 議事の概要 :

- (1) ニーズ調査結果(小学校就学前児童向け)の概要について、事務局より報告を行った。
- (2) 「教育・保育提供区域」について事務局より説明があり、質疑応答、意見交換を行った。
- (3) 教育・保育の「量の見込み」について事務局より説明があり、質疑応答、意見交換を行った。委員から、ニーズ調査の数字と資料3別紙の数字との整合性について質問があった。
- (4) 今後の審議事項とスケジュールについて、事務局より説明を行った。
- (5) ニーズ調査の数字と資料3別紙の数字との整合性について、また、次回の会議日程について、事務局より説明を行った。

6 会議の経過：

○事務局 長らくお待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから、平成 25 年度第 3 回千葉市子ども・子育て会議を開会いたします。

本日は、年度末のお忙しい中お集りいただきまして、誠にありがとうございます。私は、司会を務めさせていただきます、こども企画課の大町と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、委員の出席状況でございますが、本日は、18 人全員出席ですので、千葉市子ども・子育て会議設置条例 5 条第 2 項の規定によりまして、当会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、委員の皆様のご紹介及び事務局職員の紹介は、お手元の委員名簿及び席次表の配布によりかえさせていただきますが、今回初めて会議に参加される委員がおられますので、ご紹介申し上げます。昨年、ご転勤により辞任されました高野委員の後任といたしまして、9 月より、子どもの保護者のお立場で委員をお引き受けいただきました浅野雅子委員でございます。

では、浅野さん、よろしく申し上げます。

○浅野委員 よろしく申し上げます。

○事務局 どうもありがとうございました。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。向かって左側には、次第、委員名簿、座席表、「会議の公開について」の 4 点を配布してございます。右側には配布資料及び参考資料をお配りしております。

まず、配布資料でございますが、資料 1 といたしまして、「千葉市子ども・子育て支援ニーズ調査結果報告書（小学校就学前児童向け）【暫定版】」というものがございます。それから、資料 2 といたしまして、「教育・保育提供区域の設定について」、それから、資料 3 といたしまして、「教育・保育の『量の見込み』について」、それから、資料 4 といたしまして、「今後の審議事項とスケジュールについて」の以上 4 点が配布資料でございます。

また、参考資料でございますが、参考資料 1 としまして、「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引（内閣府資料）」、それから、参考資料 2 といたしまして、「千葉市子ども・子育て支援ニーズ調査 調査票（小学校就学前児童向け）」というものの 2 点でございます。皆さん、不足がございましたら、後ほどでも結構ですので、事務局にお申しつけください。

次に、会議の公開に関する取り扱いでございますが、お手元の「会議の公開について」にありますとおり、この会議は公開にて行われます。会議を傍聴される皆様におかれましては、お手元の「傍聴要領」の 2 に記載いたしました注意事項を守っていただきますようお願いいたします。この注意事項に違反した場合は退場していただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

それでは、開会に当たりまして、川上こども未来局長よりご挨拶申し上げます。

○川上こども未来局長 皆さん、こんにちは。本日は、年度末の大変お忙しい中、ご出席

いただきまして、誠にありがとうございます。

ご承知のとおり、この子ども・子育て支援新制度につきましては、財源が7,000億円では足りないのではないかと、あるいは、量の拡大だけで質の向上がなおざりにされているのではないかと、というようなさまざまな重要な指摘がされております。また、国の議論の進捗を見ましても、なかなか当初のスケジュールどおりではなくて、少しずつ先送りにされているということで、私どもとしても、そろそろ決めなくてはならないところが決められないというような状況がございます。しかしながら、今現在のところ、27年4月から新制度に移行するという、その方針には変更がないということでございますので、私ども市町村といたしましては、実施主体でございますので、そういう状況の中でも、準備だけはしっかり進めていかなければならないと認識しております。

この会議も、おかげさまで3回目を迎えました。今回から、いよいよ新制度の根幹をなします事業計画の中身に踏み込んでご議論をいただくこととなります。特に本日は、量の見込み、これは新制度による教育・保育、あるいは子育て支援サービス、これをどのぐらい提供していくか、どのぐらい提供していく必要があるか、そういったことをごさいます、これについて今日はご議論いただくと考えております。

量ということで、先ごろニーズ調査を実施したわけですけれども、これも、回答率の目標を当初は50%ということで考えておりましたが、おかげさまで60%近くということで、これは政令市の中でもトップ水準でございます。このニーズ調査の結果から試算した量の見込みを今日お示ししまして、皆様方の忌憚のないご意見を伺いたいと存じております。

また、保育について、ご両親がどれだけ働いた場合に保育の対象とするか、いわゆる就労時間の下限、これは一定の範囲内で私どもが定めるということにされておりますけれども、この就労時間の下限をどこに定めるかということについては、量の見込み、これに大変大きな影響を及ぼします。さらに、保護者の方々に直接かつ大きな影響を与えるということで、この点につきましても、皆様方のご意見をいただきまして、慎重に検討していきたいと考えております。

今日は少し時間が長くなりますけれども、よろしくご議論のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、宮本会長よりご挨拶をお願いいたします。

○宮本会長 こんにちは。宮本でございます。

昨年は2回にわたってこの会議を開催しまして、内容は主に調査票の設計だったものですから、今回の調査が何を主な目的にしているかということも、ある意味で見えないところもあり、いろいろなご要望をいただきながら、限られた枚数の中で、何の項目を拾い、何を捨てるかというようなことについて、かなり意見が交わされたと思います。いよいよそれが集計されまして、本日は、非常に具体的に、千葉市内でどれだけの教育・保育の量が必要なのかという試算結果が出ておりますので、それをもとにして議論できればと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは初めに、本日の議題について、事務局からご説明いたします。

○齊藤こども企画課長 皆様、こんにちは。こども企画課長の齊藤と申します。よろしくお願いたします。

本日は、年度末で大変お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。失礼して座らせていただきます。

審議に入ります前に、本日の議題について若干のご説明をさせていただきます。

初めに、資料の送付が直前になってしまいましたことをお詫び申し上げます。昨年10月に実施いたしましたニーズ調査の結果の集計がほぼ完了しておりますが、これに伴い、委員の皆様にお伝えすべき情報量が極めて多くなりまして、また、ご意見をお聴きすべき事項も多岐にわたってきております。当初は、今回の会議で、事業計画の対象となる施設や事業の全てについて量の見込みの推計をお示しし、ご意見を伺うことを想定しておりましたが、1月下旬に国から示された一定のルールに基づきまして実際に集計作業を行った結果、一度の会議でこれら全てについてご議論いただくことが困難な状況となってきました。そこで、本日はまず事業計画のうち、教育・保育、すなわち幼稚園や保育所などに関する量の見込みについてご議論をいただきまして、子どもルーム、病児・病後児保育、子育てリラックス館、一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業、これらの量の見込みにつきましては、来月下旬を目途に次回会議を開催させていただきます。改めてご意見を伺うこととさせていただきますと存じます。

国からの情報や指示が何かと遅れ気味になってきておりまして、本市としては、できる限り迅速に準備を進めるよう努めているところでございますけれども、時間的な見積もりに不十分な点があったかと存じます。誠に恐れ入りますが、皆様に十分にご議論いただくために、量の見込みに関する会議を2回に分けさせていただきますと存じますので、何とぞ、ご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○宮本会長 それでは、ここからは私が司会進行をさせていただきます。

それでは、今、齊藤課長からご説明がありましたように、本日は、この事業計画が2つの種類に分かれているということでございまして、1つ目が教育・保育、それから2つ目が地域子ども・子育て支援事業なのですが、本日は、教育・保育、このところの的を絞りながら、量の見込みについて議論をするということでございます。次回は、地域事業の量の見込みについて議論するというところでございます。大変中身が詰まっております。全体を理解するのになかなか苦労するところがございますけれども、よろしいでしょうか。

今、お話がありましたように、国の進捗や自治体への情報提供も、当初の想定からすると色々遅れていると伺っております。今日配布していただいたこの資料も、事務局で大変苦労されて、この結果をお出しになっていることと思います。そんなことで、この資料をもとにして、教育・保育の量の見込みについて議論をしていきたいと思っております。

それでは、議事に入りますけれども、本日は、お手元の次第にありますとおり、議題

は5件あります。2時間半と通常より長いのですが、間に10分休憩を入れながら進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、まず議題の(1)ニーズ調査結果の概要についてです。こちらは報告事項ということですので、事務局から説明のみしていただきまして、これに関しては質疑応答を行わないということで進めたいと思います。全体としては、会議の最後のところで質疑応答時間を設けておりますので、何かございましたらその時にお出しいただきたいと思っております。

それでは、事務局からご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

○**こども企画課** 千葉市のこども企画課の上田と申します。私から、ニーズ調査の結果につきましてご説明を申し上げます。

それでは、座ってご説明させていただきます。

お手元の資料1をご覧ください。「千葉市子ども・子育て支援ニーズ調査結果報告書(小学校就学前児童向け)【暫定版】」と銘打ってございます。こちら、ただいま集計中の項目等もございまして、今日の会議の資料として出せる範囲のものをお出ししているところとご理解いただければと思います。したがって、正式な報告書につきましては、小学校就学前の児童とあわせて実施した小学生向けの調査の結果とあわせまして、なるべく早くお示ししたいと考えております。今回は、時間の関係もありますので、少々駆け足のご説明になるかと思いますが、ご理解いただければと思います。

では、早速ですが、1枚おめくりください。「調査の概要」、1ページでございます。ほとんどが既に皆様よくご存じのことではございますが、最後の6番、「回収状況」というところでございますけれども、冒頭にこども未来局長からのご挨拶にもありましたように、58.31%と非常に高い回収率となっております。したがって、サンプルは十分とれていて、結果も、ある程度といたしますか、かなり信頼性が高いものであると考えられるところでございます。

次の2ページをご覧ください。ここからが調査結果をグラフにしたものでございます。解説文等々についてはおりませんので、恐縮でございますが、口頭で補足させていただこうと思っております。また、ものによっては時間を少し節約するために飛ばすところもありますが、ご了解いただければと思います。

まず、「【図表1】子どもの居住区」、それから、「【図表2】子どもの年齢」というところではございますけれども、こちらは、偏りなくバランスよくサンプルがとれていることが示されているところでございます。

それから、問3、「【図表3】子どもの人数」というところをご覧くださいますと、2人お子さんがいるという方が約5割を占めておりまして、お1人の方、それからお2人の方、合わせると約8割というような結果になっております。次の【図表4】は割愛させていただきます。

ページをおめくりください。問4から問6までの回答でございますけれども、アンケートの回答者はほとんどがお母様ということになっております。

それから、お子さんの同居親族ですけれども、父親、母親が同居されているというご

家庭がほとんどで、その他の親族がいらっしゃるという方はあまり多くありません。すなわち、核家族的な構成の方が多いということが表れているのかと思います。

次の「【図表 7】主に子育てを行っている者」、誰が行っておられますかという問いに対しては、「母親」という回答が 57.6%と高くなっております。この調査は、ほとんど母親が回答されていますので、こういう結果になっているのかもしれませんが、こういう意識であるということでございます。

次のページをお願いいたします。保護者の方の就労状況の集計結果でございます。「【図表 8】現在の就労状況」でございますけれども、父親はほとんどフルタイム、母親は、働いているお母様というのが約半分、それから、いわゆる専業主婦として家庭で家事等を行っておられる方が約半分ということになっております。

その下の「【図表 9】現在の両親の就労状況」というところは、少しクロス集計を施しております。ご両親がどういうふうに働いておられるかというような、分析というほどではないのですけれども、クロス集計した結果でございます。左側の「全体」というグラフをご覧ください。こちらを見ていただきますと、ご両親が働いておられる家庭、フルタイムとフルタイム、フルタイムとパートという組み合わせと、フルタイムと就労されていない専業主婦の方、この組み合わせというのが大体半々程度となっていて、パートとパート、それから、パートと働いておられない、それから、ご両親とも働いておられない、こういう方はほとんどおられないという結果でございます。

こちらを幼稚園利用者と保育所利用者だけ抜き出してみますと、就労形態の違いというのがこのように顕著に表れております。幼稚園利用者はフルタイムと就労なしのご家庭が多く、保育所についてはフルタイムとフルタイムという方が多くなっているということでございます。こちらは量の見込みの算出にも関連してくる結論でございます。

それでは、1枚めくってください。「【図表 10】現在の就労日数/週」ということでございますけれども、こちらは、5日というのが一つの分水嶺になっていて、父親は5日より多く、母親は5日より少なく働いておられる方がほとんどということになっております。

その下の「【図表 11】現在の就労時間/日」でございます。こちら量の見込みの算出と関連してくる事項でございます。残業時間を含めてということでございますが、こちら、父母ともに8時間というのが一つの分水嶺になっているように思われます。父親をご覧ください、12時間以上働いておられるという方が27.5%、4分の1以上が残業を含めると12時間以上働いているという状況でありまして、ワーク・ライフ・バランスですとか父親の育児参加、こういったものの実態としての難しさというものが表れているのかなというところでございます。母親をご覧ください。8時間以下がほとんど、8割を占めているという状況になっております。8時間が最も多く29.9%、それ以下の時間で働いておられる方を足し合わせると、ほぼ8割が8時間以下となっているということでございます。

1ページお進みください。「【図表 12】仕事で家を出る時刻」でございますけれども、こちらは、お母様の方がお父様よりも多少遅目に出るという、想像どおりかもしれませ

んが、そういった結果が出ているというところでは。

それから、「仕事から帰宅する時刻」というところ、【図表 13】をご覧くださいますと、母親でございますが、18時から19時台が飛び抜けて多く47.9%、そして、約9割の方は19時以前には帰宅されているということがわかるということになっております。

1枚おめくりください。「【図表 14】今後の就労希望」とありますが、今フルタイムで働かれている方の今後の就労希望でございます。父親に関しては、フルタイムの方はフルタイムのままという希望がほとんどであります。また、母親につきましても、8割近くがフルタイムの継続を希望されています。ただ一方で、母親に関しましては、パートへの転向、それから、仕事をもうやめてもいいと考えていらっしゃる方が一定数おられるというような結果になっております。

それから、【図表 15】、下のグラフでございますけれども、「今後の就労希望」、パートタイムの方がどう思われているかですけれども、パートタイムで働いている父親の方は、そもそもサンプル数が非常に少ないため割愛しております。母親のみのグラフとなっておりますが、こちらは、パートからフルタイムへの転向希望の方が約3割いらっしゃいます。この色のついた5.9%、24.7%というところですが、転換を希望されているけれども、そのうちの8割は、実現は困難だと考えている、そういうような結果になっております。また、7.7%というところがありますけれども、こちらは、仕事をやめてもいいと考えておられる方、子育てや家事に専念したいという方も一定数おられるということでもあります。こちらも量の見込みの算出と関連してくるところでございます。

それから、次のページ、【図表 16】です。現在就労しておられない方の今後の就労希望、それから、いつ就労したいか、就労時のお子さんの希望年齢をお聞きしたものです。こちらも母親のみの掲載となっておりますが、「1年より先、一番下の子どもが●歳になったころに就労したい」という方が57.9%でございます。そして、その57.9%の内訳が円グラフとなっておりますけれども、多くの方が、6～8歳、すなわち小学校に上がったからお考えになっているようでございます。ただし、0～5歳の間に就労したいという方も相当数おられるということでございます。

それから、【図表 17】、その下の段でございますけれども、こちらは、就労していない方が今後就労する場合に希望する就労形態と、それから、希望する就労日数/週、就労時間/日、こちらを表したものでございます。今働いておられないお母様に関しましては、パート、アルバイト等というご希望の方が78%、そして、その内訳を見ますと、1週間当たり3日程度働きたいという方が最多で54.5%、それから、4日という方が26.1%となっております。さらに、1日当たりの希望就労時間を見ますと、5時間が最も多くて43.5%、4時間が次に多くて31.9%、多くが5時間以下を想定しておられるということでございます。こちらも量の見込みと後で関連してまいります。

1枚おめくりください。次に、日常的な幼稚園・保育施設等の利用状況・利用希望でございます。つまり、お子様を日常的にどこかに預けておられるかどうかという質問に対する集計結果でございます。【図表 18】は、現在、日常的な幼稚園・保育施設等の利用があるかどうか。こちらは、利用しているという方が65.1%であるという結果であり

ます。その下の「【図表 19】 現在日常的に利用している幼稚園・保育施設等」、こちらは少し細かくなっております。少し見にくいところがあるかもしれませんが、ご容赦いただきたいと思います。こちらは、今、現にどこを使われているかという問いですけれども、幼稚園、それから保育所、上から2つ、こちらで9割を占めているという状況でございます。幼稚園に関しては50%を超えております。

そして、これを年齢ごとに区分してみたものがその下の3つ並んだグラフであります。「0歳児」「1・2歳児」「3～5歳児」に分けてございますけれども、0から1・2歳児までは、当然と言えるかもしれませんが、保育所が多い。そして、3～5歳になると幼稚園が多くなってくる。こういった結果が出ております。3～5歳になりますと、千葉市保育ルームですとか、そういったいわゆる認可外保育施設的なものを利用する方というのがほとんどいなくなってくるというような結果も出ております。

次のページをご覧ください。【図表 20】でございます。日常的に利用している幼稚園・保育施設等の利用日数、それから本当はどれくらい使いたいかという希望、それを横並びでグラフにしたものでございます。週5日という利用が現状としてはほとんど、色の薄い方、86.9%、ほとんどが5日間のご利用ということであります。希望が色の濃い方でありまして、6日間という希望はあまり多くないというところでございます。

そして、その下の【図表 21】、こちらは、現在利用している幼稚園・保育施設等の利用時間、1日当たりの時間でございますけれども、31.1%と突出しているのが、恐らく幼稚園利用者の方、5時間という利用者になると思います。それから、7時間、8時間、9時間、10時間、11時間と平均的に10%、強弱ありますけれども、そのあたりが並んでいるのは、恐らく、保育所等を利用されている方、あるいは幼稚園の預かり保育を利用されている方、そういった方だと思われまます。

次の【図表 22】については、割愛させていただきます。これは利用開始時刻です。

1ページおめくりいただきまして、こちら【図表 23】は割愛させていただきますけれども、利用終了時刻の現状と希望でございます。

【図表 24】をご覧ください。日常的に利用している幼稚園・保育施設等の所在地に関する設問でございます。全体として見ますと、お住まいの区内の施設に通っていらっしゃるという方が82.1%、千葉市内で他の区という方が12.7%、それから千葉市外という方が2.2%ということになってございます。これを、幼稚園利用者、保育所利用者を抜き出してみましたが、あまり傾向としては変わらずといったところで、8割強の方がお住まいの区の中で施設を利用されているというご回答です。

次のページをご覧ください。こちらは少し重要な設問でありましたので、たくさんグラフがあって、情報量が多くて恐縮でございますが、「【図表 25】 日常的な幼稚園・保育施設等の利用希望」でございます。今利用している、していないにかかわらず、何を使いたいかという質問に対するお答えでございます。複数回答ですので足して100%にはなりません、そういう前提で閲覧いただきたいと思います。一番上に全体のグラフがございまして、最も多いのが幼稚園で7割弱、それから保育所が次点で約5割、認定こども園というのが23.1%でございます。こちらは、現在の利用状況を見ますと、認

定こども園というのは実は0.7%しかございません。それが、利用希望になると23.1%と増えている。つまり、これはある種のニーズの表れなのかと受け取れるところがございます。

そして、小規模な保育施設、家庭的保育（保育ママ）、それから、事業所内保育施設、それから、1つ飛びまして、居宅訪問型保育、この4つが新制度における地域型保育事業と言われるものでございまして、0歳から2歳の受け皿となる新しい認可事業でございます。こちらを足し合わせると大体20%ぐらいということになっております。それから、ファミリー・サポート・センターも、現在使っている方は0.1%という数ですので、それから見ると需要が少し伸びていると見えるところでございます。

こちらを幼稚園・保育所利用者ごとに抜き出してみたものが次の2列目のグラフでございますが、今と同じ施設の利用を希望されている方が多くなっています。また、認定こども園に関しては、どちらも一定の利用希望があるということになっております。

そして、一番下、細かくて恐縮ですけれども、これは年齢ごとに切り出したものでございます。「0歳児」「1・2歳児」「3～5歳児」に切っておりますが、0から2歳児で幼稚園の利用の希望が高いというのは少しおかしく感じるかもしれませんが、この設問は将来にわたって聞いておりますので、0歳のときに何を使いたいかというような聞き方をしているわけではないというところが、こうした結果に出ているわけでございます。したがって、どの年齢をとっても幼稚園は6割を超えていて、保育所もかなり高い数値になって、認定こども園も一定のニーズがある、こういう状況でございます。

それから、次に13ページをお開きください。問10でございます。「【図表26】土曜日の定期的な幼稚園・保育施設等の利用希望」、こちらは、また全体と幼稚園利用者、保育所利用者で分けてございまして、全体としましては、「ほぼ毎週」という方は8%程度とあまり多くありません。そして、これを幼稚園利用者、保育所利用者に分けてみますと、やはり、保育所利用者の方で毎週使いたいという方が14%いらっしゃる、「月に2～3日」という方が31.1%いらっしゃるというように、ニーズが幼稚園よりも高くなっているという状況でございます。

【図表27】は割愛させていただきます。

【図表28】でございます。先ほどは土曜日でしたが、今度は日曜・祝日でございます。こちらは、全体として、「利用を希望しない」という方が80.7%と大半を占めております。保育所利用者を見ましても、「ほぼ毎週利用したい」という方は3.6%とあまり多くはございません。ただし、「月に2～3日」という方はある程度いらっしゃるという状況でございます。

次の【図表29】は割愛させていただきます。

それから、【図表30】をご覧ください。15ページでございます。「長期休業期間中の幼稚園預かり保育の利用希望」でございます。こちらは、「ほぼ毎日」と「週に数日」を合わせて6割強と人数が多くなっております。実際に相当数の幼稚園で夏休み等でも預かり保育を実施されているという状況でございます。

【図表31】の開始時間等は割愛させていただきます。

駆け足ですが、次のページにお進みください。16 ページ、「子どもの病気やケガの際の対応」でございます。【図表 32】は、「病気やケガで幼稚園・保育施設等を利用できなかったことの有無」ということでございます。こちらは、前提としまして、日常的に幼稚園・保育施設等を利用しているお子さんのみの回答となっております。こちらは、利用できなかったことがあったという方が 70%強いらっしゃるということです。

その下の【図表 33】は、その利用できなかった場合の対応の回答でございます。複数回答になっておりますけれども、こちらは、「就労していない保護者がみた」、それから、「父親、母親、どちらかが休んだ」が大半を占めておりまして、保護者の方が見ているというのが大半です。「病児・病後児保育を利用した」というご回答は、上から 2 段目で 6.2%となっております。

1 枚おめくりいただきまして、【図表 34】、こちらは、それぞれの対応ごとの日数ですが、この場では割愛させていただきます。

【図表 35】は、下にございますけれども、「病児・病後児保育等の利用希望・利用希望日数」でございます。できればどこかにお子さんを預けたかったという方が 40.6%、対して、半数以上の 56.5%は預けたいと思っていられんというようになっていまして。「できれば預けたかった」という方を抜き出してみますと、こちらの棒グラフにあるような日数になっております。実際に病児保育を使った方、先ほど 6.2%とありましたので、少しニーズと実態に差があるのかなというところは表れているかと思ひます。

次のページでございます。F の「幼稚園・保育施設等の不定期の利用など」ということでございます。こちらの【図表 36】は、「現在不定期に利用している施設・サービス」でございます。こちらも複数回答でございますけれども、特段不定期の利用はしてないという方が 66.8%と飛び抜けて多くなっております。そして、比較的多いのが幼稚園の預かり保育 16%、一時預かりは、認可保育所、認可外保育施設を合わせて 8.5%という結果になっております。

それから、【図表 37】ですけれども、「現在不定期に利用している施設・サービスの利用日数/年」でございます。こちら、全体を通してといひますか、どのサービスを見ても、1 日、2 日利用するという方とたくさん利用するという方に、両極端までは言ひませんけれども、二極化しているといひますか、そういったことが読み取れるかと思ひます。

次のページをお願いいたします。19 ページでございます。「【図表 38】 不定期の施設・サービスの利用希望日数」でございますが、これは、先ほどの設問の使っている日数よりも多く使いたいのか、今と同じでいいか、それとも少なくともいいか、そういう聞き方をした設問でございます。これを見ますと、合計でもっと多く利用したいという方は 22.8%、一方で、利用する必要はないという方は、依然として、希望としても 42.6%いらっしゃるという結果になっております。

次に、「【図表 39】 子どもを泊りがけで預けなければならなかったこと等の有無」、これは、泊りがけで預けなければならなかったことがあったという方が 19%ということになっております。

次のページに参りますけれども、【図表 40】は、その預けなければならなかった場合にどうされましたかというご対応でございますが、「親族・知人にみてもらった」という方が8割、大半が友人・知人に見ていただいたという結果になっております。

【図表 41】は割愛させていただきます。

次に、「F. 地域における子育て支援」であります。こちらは、いわゆる地域子育て支援拠点事業、千葉市におきましては、子育て支援館、地域子育て支援センター、子育てリラックス館、この3種類がございますけれども、これらを現在利用していますかという設問でございます。利用している方が大体4分の1強、ただし、これは0から5歳全員を母数としておりますけれども、実際に多く使っているのは未満児の方ですので、少しそのあたりを勘案してご覧いただく必要があろうかと思いますが、大体4分の1程度、そして、ほとんどが月に1～2回程度のご利用であるということでもあります。

そして、その下の【図表 43】ですが、こちらは、地域子育て支援拠点の利用希望をお聞きしたものでありまして、左側の円グラフが現在利用している方、それから、右側が今は利用していない方、両方にお聞きしたものでございます。今利用している方につきましては、「現在よりも多く利用したい」という方、それから「現在と同じくらい利用したい」という方を足すと90%程度になります。比較的満足度が高いと言えるのかもしれませんが、それから、現在利用していない方はいかがでしょうかと、「わからない」という方が54.7%、つまり、わからないというのは、そもそも地域子育て支援拠点をご存じないという方もおられると思いますので、周知をすれば利用するという方もいらっしゃるのかもしれないところでございます。

そして、次の22ページ、【図表 44】でございますけれども、「希望する子育てに関する情報提供、相談・支援」、どのような情報提供や相談・支援を受けたいかという設問でございます。こちらは、相談・支援のニーズが総じて高いという見方ができますかと思えます。そして、特に上から2つの項目、「幼稚園・保育施設等への入園・入所等」の支援、それから、「地域の子育て支援サービスの内容」のご紹介、それから橋渡しのこと、そういったことのご希望が強い。それから、これを年齢別に切ってみますと、年齢とともに全体的にニーズは少しずつ縮小していくのでございますけれども、やはり、お子さんが小さい方がいろいろ相談事は多いと言えるかと思えます。その中でも、2つ目の「地域の子育て支援サービスの内容」というものはあまり年齢とともに下がっていかないということがありますので、こちらは年齢と関係なく皆さんお求めになるものと言えると思えます。

次のページ、23ページの「小学校就学後の放課後の過ごし方」でございますけれども、こちらは現在集計中でございます。大変申しわけございませんが、本日は数字をお示しできない状況でございます。次回、あるいはそれまでの間に、改めてお示ししたいと思っております。

それから、24ページ、「【図表 45】育児休業の取得状況」でございます。父親はほとんど取得しておられない、それから、母親は3割弱、28.9%が取得しているということで

ございます。そして、働いていらっしゃらないお母様が半数ぐらいおられるということです。

そして、その下の【図表 46】につきましては、育児休業を取得しなかった理由でございます。父親は、仕事の都合で取得できないということが見える。それから、母親に関しては、半数以上、55.2%が退職されている。それから、育児休業の制度がないという回答も 18.2%あるということが見えております。

次のページをお願いいたします。「【図表 47】育児休業後の職場復帰」の状況でございますが、こちらは、父母ともにほとんどが復帰されています。

それから、【図表 48】につきましては、母親をご覧くださいますと、育児休業後に職場復帰をされた時期ですが、それを年度初めの保育所の入所時期に合わせたという方が 50%を超えているという状況でございます。

それから、26 ページでございますけれども、「【図表 49】育児休業から復帰したときの子どもの年齢」でございますが、こちらは母親のみ見ていきますけれども、「10～12 カ月」というのが最多で、育児休業取得者のうち約 4 分の 3 の方が 10 カ月以上育休を取得されているということになっています。こちらは、後ほどの量の見込みの算出とも関係してございます。

それから、その下の「【図表 50】育児休業の希望取得期間」でございますが、これはお母様の約 9 割が 10 カ月以上の育休の取得を希望されているという結果になっております。

それから、27 ページでございますが、「【図表 51】育児休業から希望より早く職場復帰した理由」でございますが、こちらは複数回答になっておりますけれども、一番上の希望する保育所に入るために希望よりも早く職場復帰されたという方が 50%を超えています。一方で、経済的な理由も 30%を超えています。

それから、その下の【図表 52】でございますけれども、育児休業から希望より遅く職場復帰された方へ理由を問うたものでございますけれども、こちら、1 段目の、希望する保育所に入れなかったため復帰が遅れたという方が 66.1%いらっしゃるということになっております。

それから、次のページでございます。【図表 53】、1 歳になった時に必ず預けられる保育所等があれば育休をどこまで取られましたかという設問でございます。こちら、母親のみ見ていきますけれども、これは、79.1%、約 8 割が 1 歳まで育休を取得したいと回答されております。一方で、その前に復帰したいという方も 16%弱おられます。

こちら、最後になりますが、「【図表 54】3 歳まで育児休業を取得できる制度があった場合の取得希望期間」でございますけれども、母親をご覧くださいますと、31 カ月以上が 41.9%と非常に高くなっている。これは、もちろん、取れるのであればたくさん取りたいという方がおられるという結果でございます。

以上、駆け足でございましたが、ニーズ調査結果（就学前児童向け）のご報告でございました。

○宮本会長 ありがとうございました。

大変項目の多い調査票を非常にわかりやすく整理していただき、ありがとうございました。これにつきましては、先ほど申しましたように、ひとまず意見交換は割愛して先に進ませていただきます。後半の質疑応答の時間にご意見があればお出してください。

それでは、次の議題の（２）と（３）に進みたいと思います。

議題の（２）、「『教育・保育提供区域』について」ですが、事務局からご説明をお願いいたします。

○齊藤こども企画課長 「教育・保育提供区域の設定について」、ご説明いたします。資料２をご覧ください。

１枚おめくりください。２ページでございます。初めに、教育・保育提供区域とは何かという点を簡単にご説明いたします。市町村は、国の基本指針に即して、平成２７年度から５カ年の事業計画を策定し、これに基づいて、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施いたします。地域子ども・子育て支援事業というのは長くて呼びにくいために、この場では「地域事業」と呼ばせていただきます。教育・保育と地域事業について、具体的な内容を記載しておりますので、簡単におさらいいたします。

教育・保育とは、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育、家庭的保育等の地域型保育事業、すなわち、お子さんを日常的に預かる施設・サービスのことを指します。これらは、保育の必要性の認定に基づく、いわゆる給付の対象となるものです。

地域事業としては、記載の１３事業が位置づけられています。妊婦健診から放課後児童クラブまで、さまざまな年齢層、家族形態の方々が利用される子育て支援サービスが含まれております。

次のページをお願いします。事業計画においては、一定の区域ごとに、教育・保育及び地域事業の量の見込み、すなわち、どのくらいの需要があるかという見込み量を設定しまして、それに対応する確保方策、すなわち、いつ、どのくらい供給するかという目標量を定めることとされております。この一定の区域というのが本議題であります「教育・保育提供区域」のことでございます。こちら、この場では単に「区域」と呼ばせていただきます。資料に図がございますが、教育・保育と地域事業それぞれについて、量の見込みと確保方策からなる需給計画を定めます。この需給計画を図ではＡ区域、Ｂ区域と記載しておりますけれども、区域ごとに定めるというイメージでございます。

次のページをお願いします。４ページです。事業計画の策定のルールである基本指針では、区域設定に当たり、こちらに記載した点に留意することとされております。１点目として、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育設備の整備状況等を総合的に勘案すること」、２点目として、「小学校区、中学校区、行政区等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動できること」、３点目として、「教育・保育施設や地域型保育事業の認可の際の需給調整の判断基準となることを踏まえること」、４点目として、「教育・保育及び地域事業を通じた共通の区域設定が基本となること」、５点目として、共通の区域設定を基本としつつ、「保育の必要性の認定区分や、事業ごとの利用実態が異なる場合には、区分ごと・事業ごとに区域を設定することができること」。

なお、利用者は、居住している区域外の施設・事業を利用することもできます。区域内の施設・事業しか利用できないということではございません。以上の点を踏まえて、適切な区域を設定する必要があります。

次のページ、5ページをお願いします。ここで施設・事業の設置認可と需給調整について補足いたします。本市に対して、幼保連携型認定こども園、保育所などの認可申請があった場合、認可基準を満たしており、申請者が欠格事由に該当しなければ、これらを認可することが原則となります。ただし、これらを認可することにより施設・事業が供給過剰となる場合には、認可をしないことができます。このような調整を需給調整と呼んでいます。この際、供給過剰となるかの判断は区域ごとに行うこととなります。破線囲みにありますように、施設・事業を認可した結果、A区域において、量の見込み、すなわち需要が、利用定員総数、すなわち供給を依然として上回っている場合は、認可することが原則となります。逆に、供給が需要を上回ることとなる場合は、需給調整により認可をしないケースが生じることとなります。

なお、※にありますとおり、認定こども園については、普及促進の観点から、幼稚園、保育所からの移行を可能とするため、需要を一定数超える場合であっても認可することとされております。供給が需要を上回る場合でも、一定の範囲までは需給調整を行わず、認定こども園を増やしていこうという考え方でございます。

次のページをお願いします。6ページ、区域設定の検討の視点を幾つか挙げております。1点目は、区域設定の基本的な考え方です。4ページで挙げました留意事項などを踏まえまして、AからEのいずれが本市にふさわしいかを検討する必要があります。Aとしまして「全市」は、千葉市全域を一区域として設定するという考え方です。B、「行政区」は、6つの行政区を単位として設定するという考え方です。C、「中学校区」は、市内55の中学校区を単位として設定するという考え方です。D、「小学校区」は、市内113の小学校区を単位として設定するという考え方です。E、「その他」は、AからD以外の何らかの地域を単位として設定するという考え方でございます。AからEのいずれかを教育・保育及び地域事業に共通の区域とした上で、保育の必要性の認定区分や事業ごとの利用実態を勘案して、必要に応じて異なる区域を設定しようという考え方でございます。

次のページをお願いします。検討の視点の2つ目は、区域の広さによるメリットとデメリットです。区域を広くする場合にも狭くする場合にも、それぞれメリットとデメリットが考えられます。主なものを図に記載しておりますが、例えば、広く設定した場合には、aとして、「需給調整が生じにくく、事業者が参入しやすくなり、需要の増減に柔軟に対応しやすい」、bとして、「ニーズの変動や広域的な利用ニーズに対応しやすい」、cとして、「広域的な観点からの計画策定・進捗管理が行いやすい」などのメリットがあります。一方で、aとして、「需給調整を行いにくく、需要と供給のミスマッチが生じるおそれがある」、bとして、「地域の特性や局所的な需要の増減を計画に反映しにくい」などのデメリットも考えられます。区域を狭く設定した場合には、おおむね、これとは裏返しのメリット・デメリットとなります。極端に広かったり狭かったりすればデメリ

ットのみが強調されることとなりますので、バランスが重要となります。

次のページをお願いします。8ページ、3点目の視点は、施設や事業の利用実態でございます。ここでは、保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業を例に挙げております。

1の保育所でございますが、ニーズ調査ベースで見ますと、80%以上が居住区内の保育所を利用している一方で、10%以上が他区や近隣自治体の保育所を利用しております、徒歩や自転車圏内の利用が多いものの、通勤途中や車での送迎による比較的広域での利用も少なくありません。

2の幼稚園ですが、こちらもニーズ調査ベースで見ますと、80%以上が居住区内の幼稚園を利用している一方で、15%以上が他区や他自治体の幼稚園を利用しています。多くの幼稚園が園バスによる送迎を行っておりまして、比較的広域での利用も多く、近隣市はもちろん、都内の幼稚園に通うような例もございます。

3の放課後児童クラブですが、基本的には、通学している小学校か、徒歩圏内にあるルームが利用されております。放課後の帰宅前に利用するものですので、一般的に保護者の送迎は行われません。

4の子育て支援館・リラックス館などの地域子育て支援拠点事業ですが、多くの場合、最も身近な場所にある施設が利用されています。主な交通手段は、徒歩、公共交通機関ですが、駐車場のある施設の場合には自家用車を利用される方もおられます。

次のページ、9ページです。4点目の視点は、施設等の整備状況です。まず保育所の整備ですが、中長期的な整備計画に基づきまして、毎年度、待機児童数（入所待ち児童数）、大規模開発による児童数増の見込みなどを勘案して、地域を特定して、施設数・定員数等を限定しまして、事業者を募集して整備しています。平成23年度から25年度までの区ごとの施設数・入所者数・定員数は表に記載のとおりですが、年々需要が増えていきますので、施設数・利用者数もそれに伴って増加しております。

次のページをお願いします。10ページです。次に幼稚園ですが、市内は私立幼稚園及び千葉大附属幼稚園のみでございまして、ここ数年、新規設置はありません。平成23年度から25年度までの区ごとの施設数・利用者数・定員数は表に記載のとおりです。利用者はおおむね横ばいとなっておりますが、25年度は若干減少しております。

次のページをお願いします。次に放課後児童クラブ（子どもルーム）でございますが、小学校区ごとの設置を基本としまして、毎年度、待機児童数、大規模開発による児童数増の見込みなどを勘案して、小学校の空き教室を積極的に活用して整備が進められています。平成23年度から25年度までの区ごとの施設数・入所者数・受入枠は、表に記載のとおり、年々需要が増えておりますので、施設数や利用者数もそれに伴って増加しております。

以上、4つ目の検討の視点に関連して、主な施設・事業の整備状況をご紹介いたしました。

次のページをお願いします。12ページです。以上の視点を踏まえまして、区域設定の基本的な考え方を検討いたしました。上の囲みに記載いたしました内容が事務局案の基

本的な考え方でございます。行政区を教育・保育及び地域事業に共通の区域といたしまして、その上で、地域事業のうち、その性質上、区域の設定になじまないものについては全市とするものでございます。下の破線囲みに理由を記載しておりますが、まず①として、「行政区は最も基本的な地域区分であり、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件などを勘案して設定されており、市民にとって馴染み深く、分かりやすい地域区分であること」、②として、「市政の基本方針である『新基本計画』のほか、他部門の計画と整合が図れること」、③として、「保育の必要性の認定、保育の利用申し込み～決定、各種地域事業の利用受付等は、各区役所にて行うこととなるため、区域とサービス提供体制が一致すること」、④としまして、「広域的な利用を含めた需要に柔軟に対応することができること」、⑤として、「中学校区・小学校区は、需給計画の基礎とするには細か過ぎ、需要と供給の硬直化、計画策定・進捗管理の煩雑化などが想定されること」、これらの理由によりまして、上記の考え方に至ったものでございます。

最後、13ページをお願いいたします。こちらは、先ほどの基本的な考え方に基づいた具体的な区域設定の事務局案です。教育・保育につきまして、1号認定子どもから3号認定子どもまで、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業のいずれにつきましても、行政区を単位として区域を設定するものでございます。また、地域事業につきましては、下段に挙げた妊婦健診、子育て短期支援事業、ファミリー・サポート・センター事業の3つの事業を除きまして、全て行政区を単位として区域を設定するものでございます。ただいま挙げました3つの事業につきましては、いずれも記載してあります理由で区域を設けることになじみにくく、全市で一区域とすることが適切であると考えております。

なお、※に記載のとおり、地域事業のうち、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体の参入促進事業につきましては、現時点では区域を設定すべき事業とされておられません。

早口で聞き取りにくかったかもしれませんが、教育・保育提供区域の設定についてのご説明は以上でございます。

○宮本会長 ありがとうございます。

ただいま、事務局から、教育・保育及び地域事業に関して、量的測定をする単位をニーズ調査の結果に基づきまして順次整理してご説明いただきました。事務局からは、行政区を基本として教育・保育提供区域を設定するというご提案でございます。このことにつきまして、少しご意見をいただきたいと思っております。どなた様からでも、どうぞ。

○伊藤委員 区域を行政区にした場合、若葉区と緑区というのは特に広い場所だと思えます。ここを一つの区でまとめてしまうというのは実際どうなのでしょう。少し広過ぎるように思います。

○宮本会長 事務局から、いかがですか。

○こども企画課 こども企画課の上田と申します。

若葉区と緑区、多少広過ぎるのではないかというお話でございました。他の区に関しまして、区の中での需要の多さ、色々な事業にしても施設にしても差はあると思う

のですけれども、計画として管理する時の単位としては、区ぐらいが妥当で、それ以上細かく分けると、例えば、どこで分ける、なぜそこで分けるというのを、そこにお住まいの方々にご理解いただきながらというのが、実務上なかなか難しいというのもございます。

それから、実際に施設やサービス、そういったものを供給していく時には、計画が区でまとまっているからといって、そこしか見ないというわけでは決してございません。もう少し、実際に例えば何かの事業を行う施設をつくるという時には、もっと細かいところを見ながらやっていくということにはなると思います。

○宮本会長 伊藤委員、いいと思いますか。

○伊藤委員 そういうことであれば問題ないかと思えます。区一つだと思ったものですから。ありがとうございます。

○宮本会長 その他にいかがでしょうか。どうぞ、畠山委員。

○畠山委員 後の管理のことを考えると、やはり行政区ごとに設定するのが適当ではないかなと思うんです。それと、区域外にまたがって、計画を立てるところによって施設を提供することになると思うんですが、その住民の人、例えば、区にまたがって、区域を越えて保育園なりに行くことが可能にはなるんですよね。そこは限定されないのではないかなど。その辺のところの問題なれば、区を決める時も、色々なことを検討しながら区割りをしたと思うので、後々のことを考えると、行政区単位で設定するのがよいのではないかなと思います。

○宮本会長 その他、いかがでございますか。どうぞ。

○森島委員 森島でございます。

一つ伺いたいことは、何々区という市内については、特段問題はないというか、気にしていないのですけれども、市境に該当するところが幾つかあると思うんです。その点に関してのことが、今ご説明を受けるのが適切なかどうかはわかりませんが、今でも後でも、必ずご希望はあると思うので、その点についてお聞かせいただければありがたいと思っています。

○宮本会長 もし今ご回答いただけるようでしたら、市の境、その地域の場合には越境できるのかどうか。

○こども企画課 こども企画課、上田でございます。

市境にある施設、たくさんございまして、今、特に幼稚園に関しては、市外の幼稚園を利用されている方がたくさんいらっしゃると思います。その条件は変わらないです。新制度になったからといって、市をまたいで使うことができないというわけではございません。ただ、給付の取り扱いについては、ご指摘のとおり、近隣市と調整して需給計画を立てていく必要がありますので、そこはまた後ほど議論させていただきたいと思えます。

○宮本会長 その他、いかがでございますでしょうか。

そうしますと、区域の設定に関しましては、ご提案のとおり、現在の行政区を使って量的測定をするということで結構でしょうか。行政区をまたぐことも実際には可能であ

るし、市の境に関しては市をまたぐということもあり得るという理解でということですね。よろしいでしょうか。

そうしましたら、これはここで確認されたということで、次に進めたいと思います。

これで議題の(2)は終わりましたけれども、まだ後半議題がたくさんありますので、10分ほど休憩をとってから次に進みたいと思います。では、50分まで休憩ということでよろしく願いいたします。

○事務局 それでは、4時50分まで休憩されて、また席にお戻りください。よろしく願いいたします。

〔休憩〕

○宮本会長 それでは、休憩時間を終わらして、再開ということにさせていただきます。

それでは、議題の(3)に入りたいと思います。「教育・保育の『量の見込み』について」ということで、事務局からご説明をお願いいたします。

○齊藤こども企画課長 それでは、議題(3)の「教育・保育の『量の見込み』について」をご説明いたします。なお、この議題につきましては、全国統一的な手順にのっとり量の見込みを追求した結果を暫定値としてお示しして、委員の皆様のご意見をお伺いし、それを十分に斟酌させていただきながら、事務局においてさらに検討した上で最終的な見込み量を固めていきたいと考えております。また、量の見込みの設定につきましては、お子さんが保育の対象となるかどうかの判断基準となります就労時間の下限、すなわち、両親がどのくらいの時間働いている場合に保育の対象とすべきかという点が深くかかわってまいります。この就労時間の下限につきましても、事務局といたしましては、いわばフラットな状態で皆様のご意見をお聞きし、それを踏まえまして適切な結論を導き出していきたいと考えております。ご説明の内容が技術的に細かい部分に及びますので、具体的な手順、数値につきましては、担当から説明させていただきます。

○こども企画課 こども企画課の上田でございます。ここからは少し細かいところがありますので、担当から説明させていただきます。

お手元の資料3、横使いの「教育・保育の『量の見込み』について」をご覧ください。

1枚おめくりいただきますと、こちらは、先ほど区域の資料についていた1ページ目と全く同じものがございます。内容は割愛させていただきますが、事業計画を策定するという前提のもとに、この量の見込みを出す必要があるということでございます。「教育・保育」、それから「地域事業」という言葉の使い方も先ほどの区域と同様でございます。

次の3ページでございます。「『量の見込み』とは②」とございますけれども、事業計画におきましては、一定の区域、先ほどの教育・保育提供区域ごとに、教育・保育、それから地域事業の量の見込み、どのくらいの需要があるかということを設定し、それに対応する確保方策、いつから、どのくらい供給するかということを決めることになっております。

教育・保育につきましては、以下の区分について、それぞれ量の見込みと確保方策を定めるというルールがございます。破線囲みがございますけれども、5区分でございます。後ほど少し解説いたしますが、3号認定（0～2歳・保育の必要性あり）のお子さん、うち0歳。それから、3号認定（0～2歳・保育の必要性あり）うち1・2歳のお子さん。それから、③として、2号認定（3～5歳・保育の必要性あり）うち保育利用のお子さん。④として、2号認定（3～5歳・保育の必要性あり）、そのうち教育（幼稚園）を利用される方。そして、最後に5番目として、1号認定（3～5歳・保育の必要性なし）のお子さんということになります。※にありますように、「保育の必要性あり」の2号認定のお子さんに関しましても、保護者のご希望等に応じて幼稚園を利用することは可能とされております。

なお、先ほどお断りさしあげましたとおり、地域事業の量の見込みにつきましては、次回会議でご検討いただきたいと思いますと思っております。

1枚おめくりください。「『量の見込み』とは③」というところでございます。量の見込みと確保方策というものを若干イメージとして、この表のように実際の事業計画に近いような形を想定して図にしたものでございます。「A区域」というところがあります。先ほど、こちらは行政区というご提案をご了解いただいたところですが、「27年度」という欄がございます。こちらの中に、「3～5歳」、それから「0～2歳」という区分がありまして、1号、2号、3号の認定のお子さんがそれぞれどれぐらいの人数いらっしゃるかという見込みが量の見込みでございます。例えば、この例でいきますと、太い枠で囲ってあるところが量の見込みになるわけでございますが、1号は、これはあくまでも例でございますけれども、1号認定、3～5歳で保育の必要性のないお子さん2,000人という見込みに対して、教育・保育施設で2,000人分を確保しますというのがこの例でございます。そうすると、需要と供給がイコールでございますので、差はゼロ、「②-①」というところがゼロになっている、そういう表でございます。

2号認定のところをご覧くださいますと、「保育利用」と「幼稚園利用」に分かれてございます。「保育利用」に関しては1,800とありまして、こういう量の見込みに対して受け皿は1,750、そうすると50の供給不足ということになる。それが「▲50」と記載してあるところです。

同様に、3号認定のところをご覧くださいますと、こちらは「1・2歳」と「0歳」に分かれております。「1・2歳」に関しては、1,300人を見込みに対して、教育・保育施設、すなわち認定こども園や保育所で1,200人分確保、そして小規模保育事業などの地域型保育事業で50人分、合わせて1,250人分を確保して、まだ50足りない。それから、「0歳」のところは、同様に、500に対して460の受け皿しかなくて40足りない、そういうような例の記載になっています。

これが28年度になりますと、施設整備が進んで供給が不足している部分が減っていく、あくまでも例でございますが、こういうイメージの量の見込み、太い囲みの部分を今回試算しているということでございます。

次の5ページでございますが、「保育の必要性の認定における『就労時間の下限』につ

いて①」とございます。先ほどからご説明の中にも出てまいりましたけれども、新制度におきましては、教育・保育の提供に当たりまして、保護者の申請に基づいて市町村が保育の必要性を認定するという仕組みになります。ただし、私学助成の幼稚園を利用する場合はそういう手続はございません。

そして、その保育の必要性、それから必要量の認定の関係を表にしたものが下にございます。年齢3～5歳で保育の必要性がないお子さんは1号認定ということにされておりまして、その方は、教育標準時間という4時間程度の教育を受けるということになります。そして、3～5歳で保育の必要性ありになりますと、こちらは2号認定で、2号認定の中でも、保育標準時間、それから保育短時間の2種類に分かれる。そして、保育標準時間というのが、保育の利用可能時間が11時間、それに対しまして保育短時間というのは8時間までということになっております。

そして、その認定を受けるためのご両親の就労状況、就労時間の下限というのが、保育標準時間、11時間の保育サービスを受けるためには月120時間働いている必要がある。それから、保育短時間に関しましては、月々48から64時間、この間で市町村が定めよとされたところでございます。

0～2歳児、保育の必要性ありも、こちらは3号認定と呼ぶこととなっておりますが、これも、11時間まで、8時間までと標準時間、短時間と保育時間が分かれまして、同様に、月々の就労時間が、保育短時間に関しましては48から64時間の間で市町村が定める。この就労時間の下限を何時間かと定めることによりまして、量の見込みというものが変わってまいります。

次のページをご覧ください。「保育の必要性の認定における『就労時間の下限』について②」でございます。本市の現行制度におきましては、就労時間の下限は月64時間となっております。1日4時間かつ月16日というのが正確な表現でございますけれども、これが今の千葉市の現行制度でございます。これを例えば48時間までの間のどこかまで引き下げた場合には、より多くのお子さんが保育の必要性ありとされますので、当然、量の見込み、すなわち需要は大きくなるという関係にございます。

そちらを図のように表現させていただいたものがその下のものがございます。千葉市の現行制度では、1日4時間かつ月16日以上就労で月64時間というのが下限となっております。これを超えますと、1日11時間の利用が可能でございます。今は、標準時間利用ですとか短時間利用という、11時間、8時間という区別はございませんので、64時間を超えていけば11時間の保育サービスを受けられるような仕組みになっております。これが現行制度でございます。

それが新制度になりますと、月120時間以上の就労で、長時間、標準時間の利用、1日11時間の利用が可能となる。月120時間に満たない場合には、1日8時間の短時間利用となります。この短時間利用の認定を受けるための就労時間の下限、これを48から64時間の間で市町村が定めるとされているところでございます。

こうした前提を踏まえて、具体的な量の見込みの算出手順に入ってまいります。少々細かいところがございますが、ご容赦いただければと思います。7ページでございます

が、量の見込みは、ニーズ調査の結果を、平成26年1月下旬に国が提示した「作業の手引」に基づいて集計することにより算出することとされております。その手順はおおむね以下のとおりでございますが、この「作業の手引」というものを、本日は、参考資料1としておつけしてございます。大変分厚いものでございますが、ご覧のとおり、非常に分量が多く、中身も煩雑でございますので、本日は、かなり思い切ってこの中身を割愛してご説明さしあげようと思っております。本日は、こちらの手引はあくまで参考とさせていただきます。

量の見込みですけれども、教育・保育提供区域ごとに算出する必要がございますので、今回は行政区ごとに試算をしております。詳細は8ページ以降でご説明いたしますけれども、手順としてはおおむね以下のとおりです。破線の囲みにありますように、まず家族類型による区分を行い、次に保育の必要性による区分を行い、手順3として潜在家族類型別の児童数を算出し、手順4として、量の見込み、暫定値としておりますけれども、これを算出する、こういう手順でございます。この後、詳しくご説明いたします。

なお、※にありますように、量の見込みは千葉県を經由して国に報告することとされております。その過程で数値の調整が必要になる可能性が大いにありますので、今回算出する数値というのは、あくまで暫定値ということで取り扱わせていただきます。あくまで試算の結果をお示ししているということでご理解いただきたいと思います。

1枚資料をおめくりください。次のページからは、このように見開き状態でご覧いただくと多少は見やすくなるのかなと思います。8ページ、「【手順1】家族類型による分類」というところでございます。ニーズ調査の結果から、両親の就労状況等に応じまして、次のとおり家族類型を分類します。そして、その割合を出します。A、ひとり親家庭、それから、B、フルタイム×フルタイムで就労されているご家庭、それから、フルタイムとパートタイムの組み合わせのご家庭、それから、いわゆる専業主婦（夫）、お一方がフルタイムないしパートタイムで働いておられて、もうお一方が専業主婦等に携わられている場合、それから、パートタイム×パートタイムの組み合わせ、それから、両親ともに働いておられない、こういうパターン分けをいたします。その後、母親の今後の就労希望を勘案して、上記の家族類型を補正いたします。そして、その補正した後の家族類型というのを潜在家族類型と呼ばさせていただきます。少しややこしいんですけれども、こういう言葉遣いにさせていただきます。

どういう補正をするかといいますと、例がございます。これは全てではございませんが、国の手引に準じたものでございまして、例えば、ニーズ調査で、パートタイムのお母様がフルタイムへの転向を希望しており、実現可能性があるという回答になっている場合は、この方はフルタイムとしてカウントいたします。それから、パートタイムのお母様が、就労をやめて子育てに専念したい、そういうご希望がある場合には、就労なしにカウントいたします。このように、就労の希望について、それを反映した数値に補正していくという作業をしております。

※にありますように、父親につきましては、ほとんどがフルタイム就労、かつフルタイム就労の継続を希望しておりますので、こうした補正をすることはいたしていません。

いわば補正の対象からは外しております。母数が少ないのであまり意味がないということでございます。

量の見込みにおける区分に従いまして、これを、「0歳」「1・2歳」「3～5歳」の3区分にしたものが、次のページの「【手順1】家族類型による分類（中央区の場合）」というものでございます。ここからは中央区を例にとって算出手順を追ってご覧に入れます。こちらの表をご覧くださいますと、母親の就労希望を反映して補正した結果が出ておりまして、色がついたところがございますけれども、「現在の家族類型」というところ、例えば、「フルタイム×フルタイム」は50とあります。これが潜在になると57に増えています。逆に、Dの「専業主婦（夫）」という欄をご覧くださいと、54から45に減っている。こういう補正が行われている。このあたりを潜在ニーズと捉えているということでございます。こうした作業をまずやっております。

それから、10ページ、1枚おめくりいただきまして、また見開き状にしていただければと思いますけれども、「【手順2】保育の必要性による分類」とございます。先ほど行いました潜在家族類型による分類のうち、ひとり親の家庭の方、それからフルタイム×フルタイムのご家庭、こちらは「保育の必要性あり」と分類いたします。それから、潜在家族類型のうち、専業主婦（夫）家庭、それから就労なし×就労なしの組み合わせのご家庭に関しては、これは「保育の必要性なし」に分類いたします。そして、下線がありますけれども、潜在家族類型のうち、パートタイムの方につきましては、就労時間に応じて「保育の必要性あり」のご家族と、「保育の必要性なし」のご家族に分類するという作業がございます。パートタイムの就労時間が、市町村が月48から64時間の範囲で定める就労時間の下限以上であれば、「保育の必要性あり」に分類することになります。ここで先ほどの就労時間の下限が関係してくるということでございます。破線の囲みの中にありますように、フルタイム×パートタイムがCとC'に分かれておりまして、パートタイムの方の就労時間が下限を超えている場合と下限に至らない場合、このように場合分けをします。

その作業をしたものが11ページの表でございます。ここでは、就労時間の下限を仮に月64時間とした場合と、月48時間とした場合について試算を行っております。下限を64時間とした場合と48時間とした場合とでは、こちらの表の例えば「0歳」というところ、一番上の表をご覧くださいますと、CとC'で同じフルタイム×パートタイムの組み合わせでも、保育の必要性があるというご家族の形態、こちらが帯がついているところで「あり」と「なし」と分かれております。この割合が、「下限：64h」とある欄が下限を64時間とした場合で、「下限：48h」とある欄が48時間とした場合でございますけれども、この割合を見ていただきますと、Cの欄、下限64時間の場合12%というのが、48時間を下限に設定すると14%に上昇するという関係にございます。就労時間の下限に応じて保育の必要性のあり・なしがこのように動いてくるということでございます。これが作業の第2段階でございます。

それから、1枚おめくりいただきまして、「【手順3】潜在家族類型別児童数の算出」でございます。今ほど手順2で分類しました潜在家族類型の割合に、各年度の推計児童

数、こちらを掛け合わせますと潜在家族類型別の児童数というものが出てきます。今までは割合を求めましたので、それにいわば母数を掛けると全体のボリュームが出てくるということですが、推計児童数につきましては、こちらでは住民基本台帳人口をもとに将来児童数を推計した数を使っております。こちらは極めて単純なコーホート変化率法という簡便な方法での推計でございまして、特殊な人口の変動等はあまり反映されない方法なのでございますが、こちらの推計児童数で仮置きしてございます。なぜかと申しますと、※にありますように、千葉市の第2次実施計画という市政の基本となる計画がございまして、そちらの策定に伴いまして、現在、千葉市の総合政策部門が推計人口の見直しを実施しております。これが確定し次第この推計児童数は置きかえることとなりますが、今はこの数字が出ておりませんので、仮に最も単純な方法で推計した数を使っているという状況でございます。

この作業をしたものが下の13ページでございまして、真ん中あたりに「潜在家族類型(割合)」というところがございまして、この割合に、例えば0歳、一番上の表であれば、中央区の27年度というのは推計児童数が1,646という数でございまして、これを割合に掛けると中央区の0歳児に関する全体のボリュームが出てくるであろう、そういう計算でございまして、こちらは、中央区、そして27年度の場合ということになっております。

少し駆け足ですけれども、次のページをお願いいたします。「【手順4】量の見込み(暫定値)の算出」でございまして、今ほど手順3で潜在家族類型別児童数というものを出示しましたけれども、こちらに利用意向率というものを掛け合わせまして、量の見込みを算出することとされております。利用意向率というのは、本当に簡単に申し上げますと、ニーズ調査で「日常的に幼稚園・保育施設等を利用したい」と回答された方の割合でございまして、ここまでは単純に就労状況、それから家族類型のみで推計してきたわけですが、ここで、そもそもお子さんを預けたり、それから教育を受けさせたりということをしたかということを加味するわけでございまして、こちらが利用意向率というものを掛けるということでございます。

そして、この量の見込みというものは、以下の5区分で算出しております。こちらは3ページに記載したものと全く同じでございます。この5区分というのは、一旦4ページをご覧いただければと思いますけれども、4ページの「量の見込み」と「確保方策」のイメージという表がありましたが、こちらの1号、それから、2号、保育利用、幼稚園利用、それから、3号、1・2歳、0歳というこの5区分、5つのラインと一致しております。こちらに合わせて量の見込みを算出するということになっております。お戻りいただきまして、その後、3号認定、今の破線の囲みの中の①と②に関しましては、母親の育児休業の取得状況を反映する必要がございますので、これを反映するために必要な補正を施しております。育児休業を10カ月以上取得している場合には、その0歳児のお子さんに関しては、産休2カ月、育休10カ月、合わせて丸々1年間は保育の必要性がないであろうと推定されますので、こちらは補正をする必要がある。それから、同様に、育児休業を22カ月以上取得している場合には、その1歳のお子さんに関しては2年間は産休と合わせてお休みになっておられますので、その子を預ける必要はなかる

うというような考え方でございます。

こういったことを2段階に分けて表にしておりますけれども、今の育休による補正を行う前の作業というのが15ページの表でございます。5区分に表が分かれておりますけれども、一番上、「3号認定（うち0歳児のみ）」、2段目の表が「3号認定（うち1・2歳）」、そういう並びになってございます。こちらは、潜在家族類型別の児童数というのを先ほど出しましたけれども、これに利用意向率というものを掛けた、そうすると量の見込みの補正前のものが出てきたという計算の跡となっております。ちなみに、③から⑤、こちらは3歳から5歳のお子さんに関する部分でございますけれども、こちらは育児休業の取得状況とはあまり関係ございませんので、特段、育休の取得状況による補正というものは施しておりません。

育休による補正というものを行いましたのが、1枚おめくりいただいた16ページでございます。①と②だけ真ん中に数値が入ってございますけれども、例えば、①の「3号認定（うち0歳児のみ）」というところをご覧くださいますと、真ん中あたりに「育休取得率」というものがございます。今回のニーズ調査のご回答の中で、「10カ月以上育児休業を取得しました」という回答をされている母親の割合、これを「育休取得率」と仮に呼びましたけれども、39.1%という数字が出ておりますので、これを控除する、100%から39.1%を引くと残りの60.9%が補正後の量の見込み、こちらがより補正前よりは妥当な数字であろうというのが、こちらの「量の見込み（補正後）」というところの太枠で囲ったところでございます。

同じような考え方で育児休業の取得率による調整を行ったものが②、こちらにもございます。そして、そうした特段の育休取得による補正を行っていない③、④、⑤、これはそのままの数字が入っております。

そして、一番右のラインでございますけれども、「児童数に占める割合」とありますが、こちらは量の見込みが児童数に占める割合、今出しました例えば0歳児で下限を64時間と設定した場合であれば、0歳児563という量の見込みが出ているわけでございますけれども、こちらが中央区の0歳児全体に対してどれだけの割合を占めているかというのが、こちらの囲いにある下限64時間の場合は34.2%、48時間であれば35.7%という数字でございます。

そして、17ページでございますけれども、こうした一連の作業を中央区だけではなく、各区ごとに算出いたします。そして、先ほど、27年度から31年度まで、簡便な方法による推計人口というものをお目にかけましたけれども、これに基づいて31年度までの量の見込みというものを出します。そして、各区の量の見込みを足し上げたものが全市の量の見込みとなるという考え方にのっとってでき上がりましたものが、資料3別紙という大変字が細かいものでございますが、こちらのA3判の資料でございます。こちらは、6つの行政区におきまして量の見込みの暫定値を先ほどと同様の手順で試算したものでございます。さらに、推計人口により31年度まで引き延ばしたものであります。

右側の太枠、このA3横使いの資料の右側の太枠が、その年齢の児童数に占める量の見込みとして出された人数のお子さんが占める割合でございます。

そして、左側、紙面に縦線が入ってしまっていて、「現状」、「推計」と下に書いてありますけれども、「現状」側に書いてあるものは平成 25 年度の実績値でございます。少し時点が揃ってはいないのですけれども、25 年度実績はこういう状況になっております。

そして、この実績と先ほどの児童数に占める割合という数字の差が一番右の欄でございます。「児童数に占める割合の差」と書いてある欄でございます。つまり、現状と見込みのいわばギャップというのがこちらであると言えるものでございます。

そして、この中で各年度の量の見込みというものは、年間の需要のピークを示していると思われまふ。通常、例えば、保育所に入るお子さんの数というのは、年度の始まり、4 月 1 日より年度末に向けてだんだん増えていくという状況でございますが、このニーズというのは、いつという年間の時点を切っておりませんので、恐らくピーク、一番高いところと見て妥当ではないかと思われることが一点、それから一方で、現状としてお書きしたところは 4 月の数字等が入っておりますので、必ずしもピークの時点の数字ではないということをご了解いただきたいと思ひます。

それから、児童数に占める割合というのは、今ほど説明しました手順 2 という保育の必要性による分類というところまでで決まってしまう数字であります。したがって、推計児童数が変わっても、この児童数に占める割合という数は変わりません。さらに言えば、27 年度においても 28 年度においても、29 年度、30 年度、31 年度においても、この割合というのは一定になるような算出方法になっているというのが 2 点目の留意事項でございます。

それから、児童数に占める割合の現状と推計値を比較しますと、一番上の「3 号認定（うち 0 歳児のみ）」というところ、-21.22 とか -22.41 という全市のところがございますけれども、非常に大きな乖離が出ております。全市ベースで 20% 以上、現状を上回る数が見込みとして出ている。それに対して、「③ 2 号認定（うち保育利用）」「④ 2 号認定」「⑤ 1 号認定」に関しましては、あまり差がない、出した推計値がほぼ現状と合致しているという状況であります。

では、この 0 歳児の乖離というのはなぜ出ているのかというのを、全てではありませんが、例えばということで挙げさせていただきますと、ニーズ調査のご質問では、先ほどご案内のとおり、将来にわたって施設を使いたいというニーズをとっております。先ほどニーズ調査の結果をご報告した時に、0 歳児、1・2 歳児であるにもかかわらず、幼稚園という回答がたくさんあった。これは、0 歳のときに何を使いたいかは聞いていないので、将来にわたってのニーズ、これを取っているということ、これが影響しているというのが一点。それから、育児休業の取得状況による補正を行いましたけれども、育児休業を必ずしも 10 カ月取っておられなくても、数カ月であればわざわざ保育所に入所しなくてもいいのではないかと、例えば親族の方にお預けすればいいのではないかとというような保護者の方も相当数おられるだろうということ。例えば、こういったことが考えられます。

それから、区ごとの特色というものが一定程度出ております。例えば、顕著なのが緑区でございます。例えば、一番上の 0 歳児の表を見ていただきますと、緑区というところ

ろ、大変見にくくて恐縮ですが、ご覧いただきますと、下限 64 時間のときに 24.3% という数になっております。児童数に占める割合でございますが、24.3%。それに対して全市では 31.6%、他の区を見ても軒並み 30%を超えているところがほとんどでございますので、こういった緑区特有の状況というものが出ているということでございます。これは 1・2 歳児も同様で、緑区は他と比べて低くなっている。例えば、そういう特色が出ております。

それから、就労時間の下限を 64 時間とした場合と 48 時間とした場合の違いでございますけれども、例えば、「② 3 号認定（うち 1・2 歳児）」をご覧ください。児童数に占める割合で見ますと、1・2 歳児、②のラインの児童数に占める割合というところをご覧くださいいただきますと、一番下の全市というところが、64 時間の時は 42.0%、48 時間の時は 44.5%、つまり 2.5%の差が出ているということです。パーセンテージで見るとさほど大きく見えないようにも思われるのですが、これを量の見込みの人数ベースで見るとどうかといいますと、例えば、ずっと左に目を移していただきまして、27 年度の「量の見込み（暫定値）」という囲みの中をご覧くださいいただきますと、6,412 と 6,785、これは 373 人違うということでございますので、すなわち、確保すべき受け皿が 373 違うということです。パーセンテージで見るとさほどではないと思われるところも、数で見るとそれなりの数になっているという状況でございます。

最後に、この別紙の一番右下にあります「保育認定を受け得る子どもの割合（全市）①～④」とありますのは、0～5 歳児全体で見ただけの場合に、いわゆる保育認定というものを受け得るお子さんの割合は、64 時間だと 43.64%、48 時間だと 46.34%。その中から、④の 2 号認定、保育の認定を受けるけれども幼稚園を使われるという方の数を差し引くと、そちらにある 38.05、39.32、こういったパーセンテージが出てくるということでございます。

すみません、大変長く、かつ駆け足で、おわかりにくいご説明かもしれませんが、私どもで行った試算の結果のご紹介でございます。

○宮本会長 ありがとうございます。

今、大変詳細なご説明がありましたけれども、今日のこの委員会でどこまでやるのかということで、事務局に確認をさせていただいた方がいいかと思われまして。今ご説明のあった量の見込みは、全国の統一的なルールに基づいて推計をした結果で、あくまで暫定値であるということなのですが、この暫定値を出すに当たって 2 つの点で検討が必要だということですね。

1 つ目は、就労時間の下限、つまり、保育を利用できる就労時間の下限を月に 48 時間、これは、1 日 4 時間とした時に週 3 日という、そういうめどですね。その勤務をしていれば使えるとするのか、64 時間にするのか。64 時間は、1 日 4 時間として週で言うと 4 日という感じなんですけれども、これによって大分数値が違って来る。これが 1 点。

それからもう 1 点は、育児休業を取得する 0 歳及び場合によっては 1 歳、この年齢の方々のニーズが現状よりもかなり過剰に出てくる。これをどう補正したらいいのか、この 2 点が課題だということでございます。

本日の会議では、色々と皆様からご意見をいただいて、それをもとにして事務局で引き続き検討をして、次回の会議に整理してもう一度再提出していただく。そういうことでよろしいでしょうか。

○齊藤こども企画課長 量の見込みの数値につきましても、就労時間の下限につきましても、この場で結論を出していただくということではなくて、十分に議論をしていただいて、そのご意見をこちらで十分斟酌をさせていただいた上で検討を進めてまいりたいということでございます。

○宮本会長 ありがとうございます。

それでは、多分、意見交換できる時間は25分くらいだと思いますけれど、これは、幼稚園、それから保育所と、実際に事業をなさっている委員の皆様、それからまた公募委員の皆様等、それぞれのお立場で、この数字を見て何が言えるかというようなこと、色々とお感じになっているかと思しますので、どうぞ、率直にご意見いただければと思います。何しろ数字がたくさん出ていますので、完全に理解していなくとも一向に構わないということで、意見を出していただきたいと思います。どうぞ。

○畠山委員 よくわからないので教えていただきたいんですけども、例えば、48時間というのは、さっき会長がおっしゃられたように、4時間で3日ですよ。そういう人に対しても1日8時間の保育を提供する。それで、その人の使う時間が4時間で、送り迎えを入れて5時間だけの人でも、8時間の費用を、今言われた公定価格が各施設に支払われるものになるのか。それから、11時間の保育対応の人は、送り迎えを抜いたら10時間ぐらいのことはあろうかと思うんです。公定価格がまだ決まっていないと思うんですけども、8時間の短時間保育を認めたら、就労時間が1日4時間にもかかわらず8時間、そういった施設は、2号認定、3号認定の子どもを預かって、それに対して給付がされるのかどうか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○宮本会長 どうぞ。

○片桐こども未来部長 お手元の資料3の6ページをご覧くださいでしょうか。今、畠山委員さんからご質問があったことについては、新制度のところをご覧くださいでしょうか。結論といたしましては、網がけの薄い部分のところですよ。48～120までの間、ここが、保育の必要量、短時間、8時間の保育をしている。120を超えた場合が11時間ということでございますので、今おっしゃった、まさに考え方のとおりです。

○畠山委員 それはわかるんですけど、例えば、1日4時間しか働いていなくて、子どもを早く迎えに行ける人、そういう人にも8時間の短時間保育を認めましょうということでしょう。例えば5時間で子どもを迎えに来てしまうというような人にも8時間の給付がされるんですか。

○片桐こども未来部長 そうです。

○畠山委員 すごいですね。幾らお金があっても足りないなというような感じを受けてしまいます。

私どもは保育園と幼稚園を両方やっておるのですが、保護者の方がおられるので、どんなお考えか、その辺のところもお聞きしたいですね。

○宮本会長 公募委員は、対象となる子どもさんの年齢から言えば近い方が4人いらっしゃいます。私などはちょうど孫との関係になりますけど。浅野委員、いかがですか。

○浅野委員 保護者の委員4人で集まって勉強会を小さく行ってはいたんですけども、この問題については、私、子どもが2人いるんですが、今、専業主婦なので、お恥ずかしい話、この委員になって初めて知った問題です。今後、他の委員の方のご意見なども聞いて、私からは意見をさせていただきたいなと思います。

○宮本会長 在原委員、いかがですか。

○在原委員 在原です。

私は、上の子が幼稚園に、この間卒園したんですけど通っていきまして、下の子が保育園に通っているんですけども、上の子が以前に保育園に通っていた時に、ぎりぎりのところで保育園には入所できていきまして。1日4時間の16日ぐらいで入っていたんですけども、4時間だけなので、本当ならもっと早く迎えに行ったりできるんですけども、5時まで預かってもらえるというのであれば、お恥ずかしい話、自分の用事を済ませたりとか、そういうことで使ってしまったことが結構ありました。入る時は厳しい条件がたくさんあって、大変だったんですけども、入ってしまっただけからは緩過ぎるかなというか、そういうところは少し感じました。こんなに使ってしまったって本当はいけないのではないかと、そういうところも少しあったので、4時間なので4時間ぴったりというのは絶対無理だと思うんですけど、送り迎えの関係などもあるので、時間を区切るというか、短い人にはそれなりの時間でというのも、やっていってもいいのかなと思うところはあります。

○榎沢委員 すみません。

○宮本会長 すみません、伊藤委員にまず、順番に公募委員に少し意見をお聞きしてから。

○榎沢委員 この問題は、ここで話すことではないと思います。これは制度として決まっていることです。ルールに基づいて費用が支給され、保護者が利用しています。保護者の方に「利用の仕方はどうなんですか」と聞くと、その方が非常に居づらくなってしまいます。制度をつくる時には、今出てきたような問題も含めて色々議論し、全部勘案して、こういう制度に決めていると思います。したがって、利用者が費用の問題に対して責任を負う必要は全くありません。この会議の場は、そういったことを利用者の方に「あなたはどうですか」と聞く場ではないと思います。色々な問題があることについては、国などに訴えていく必要はあったとしても、利用している人が利用することに対して非常に心苦しい思いを感じてしまうことがあってはいけないと思います。制度で決まっていることですので、利用者は何もそれに対して後ろめたいことをここで言う必要はないでしょう。ですから、この場で保護者の方に聞くことは避けた方がいいと私は思います。

○宮本会長 今、私が伺ったのは、後ろめたさや現実を出していただくのではなく、就労時間に大分差がある親が保育を利用する時に、どういう思いなり都合なりの中で使われるのかということを出していただくため、これは公募委員に参加していただく上で重要な意味を持つと思います。個人の都合というようなことではなくて。したがって、お答えいただきたくないことは答えなくて全く構わないわけですけども、制度設計をす

る上で、現実にも子どもさんを持っている方たちがどのように思われるかというようなことですね。どうぞ。

○野中委員 公募委員の野中です。

先ほどの話の中で、今ここで問題になっているのは、下限を48時間にするか64時間にするかということだと思えますね。保護者としては、もちろん、それは48時間にしていただいた方が絶対がいいと思います。というのは、やはり子育てというのは、諸々の背景も含めての子育てで、働いている時間以外全部子どもに費やせるかということ、そういうわけではなくて、そういう問題から、このような子育て支援としての保育所利用ということが出てきているんだと思えますね。

ですから、保護者としては、やはり子育てを支援していただけるのであれば、48時間下限が希望ですけれども、給付を受けるということですし、受け皿の問題がありますから。今の下限は現状維持として、それをさらに下げることによって、今、保育所に行っている子どもたちの保育の条件が悪くなる、例えば、規制緩和によって子どもを押し込むということが増えたりですとか、先生方の労働時間が多くなって質が悪化するとか、そういう問題につながるのであれば、保護者としては48時間希望だけでも、64時間にして、そこで入れなかった人たちの保育に関して募集をしていただきたいということが私としては希望であります。

実際、私も、フルタイム×パートタイムの組み合わせの夫婦なので、下限64時間で今使わせていただいていますけれども、それでも、通勤時間ですとか諸々のことで8時間を超えてしまう状況です。ですから、公定価格がどのように設定されるかによって、もしかしたら、今と同じように預けようとしたら、負担が増えてしまうのではないかと、私を私は心配しております、フルタイム×パートタイムの組み合わせのご夫婦が負担増になってしまうことがないように、できればしていただきたいということを希望として言いたいと思います。

○宮本会長 ありがとうございます。

それでは、どうぞ、他の委員さん。

○山崎委員 1つは、64時間というのは今まである程度国で決めていましたよね。決めていないんですか。今度は、5ページに、保育短時間認定を受けることができる就労時間の云々と下に書いてありますよね。これは市町村が定めると書いてあるわけですね。今まで、64時間の場合は国で決めていたんですか。やはり市ですか。その辺が1点。むしろ国が積極的にこれは市で定めなさいよという指導だったのか、それが1点。

いいですか、もう少し。今の質問と関連するんですけども、64時間でカバーできなかった部分を、どのように子どもたちへの支援ということで保障していくかという問題があったんですが、我々からすると、地域事業については後日の会議で議論すると言っていましたけど、特定保育については、今度は短時間に組み込まれて、地域の議論には入ってこないわけですね。そうすると、千葉市で今、特定保育64時間というか、週3日ぐらいしか就労しない人たちが今度は短時間労働という形でとられて64時間になってしまう。その人たちは全て入れなくなるのか。それとも、そうではなくて、64時間で入

れますよ、いわゆる普通の保育の認定になるわけだから大丈夫ですよ。逆に言えば、待機児童がどんどん増えてしまうわけではないですか。今まで特定保育を利用していた人たちが全て待機児童に回ってしまう可能性というのは出てこないんですか。すみません、その2点だけお聞きしたいなと思ひまして。

○**保育運営課** 保育運営課でございます。

2点ご質問を受けたんですけれども、まず1点目の、下限の64時間は国で決めているのかどうかということなんですけれども、これは、現行についても各市町村に任されておりまして。今回、国が議論するに当たって全市町村の状況を調べたんですけれども、下限を定めていないという市町村が実は一番多いんですね。その中で中間に位置するのが48時間ということ、平均的に48時間が多いということなんです。64時間というのは、下限を定めている市町村の中で一番多いのが64時間ということです。今回、国の議論の中でも、結局、それぞれの地域性によって下限を定めているものですから、統一的な結論というのは出せなかったというのが実情で、結局、市町村に任せられているということです。

それから、2点目の特定保育についてですけれども、これについては、ご指摘のとおり、今回、地域型ということではなくて、基本的には給付の中に入ってくるわけなんですけれども、非常にこれも問題があって、今、千葉市で特定保育というのをやっているんですけれども、この利用者の下限、これが今32時間です。それからすると、例えば48にしたとしても乖離が生じてしまう。ここであふれてしまった児童をどうするのかというのは、やはり問題になってくる。受け皿というのを検討していかなければいけないということになります。

○**山崎委員** そうすると、特定保育が今度は普通保育にと我々は考えてしまうんですけれども、例えば、地域型についての議論は次回になりますよね。そうすると、今回、特定保育のことを色々議論する必要とはあまりないんですか。それがよくわからないんです。一時保育とは少し性格が違うものですから。いわゆる利用したい人たちを支援する、あるいは救っていくという意味での議論が少し足りないのではないかなという気がして仕方ないものですから。

○**保育運営課** 今のご質問、おっしゃるとおり、これについては、まず、例えば48にしたらどうなるのか、64にしたらどうなるのかというニーズを見ながら、では、そのあふれた部分の受け皿をどうしていくのか。例えば、一時預かり等で対応していくのかというのは、この後、検討していかなければならないと思っております。

○**山崎委員** わかりました。

○**宮本会長** どうぞ。

○**藤澤委員** 特定保育は新制度でも残るんですか、千葉市は。新制度になると一時預かりになるのではないかと理解していますが。

○**保育支援課** 保育支援課の秋庭でございます。

特定保育、現時点で残すということではなくて、いわゆる通常保育に入ってくる、含まれるということになります。仮に64時間としたのであれば、一部の方が漏れてしまう

わけですね。その漏れてしまう方については、一時預かり等でどのようにフォローしていくかというのは、今後検討していかなければいけない、そういうことでございます。

○藤澤委員 保育園は足りないので、64時間で区切れれば一番マッチングするんでしょうけれども、先ほどおっしゃったように、そこに満たない人たちの受け皿整備というのは非常に大事になってくると思います。一時預かりの枠、あるいは地域事業の枠を増やすような形で、そこからこぼれる人たちの受け皿をきちっと確保する。それから、家庭で育児をしている人たちの一時預かりも含めて、例えば64時間で設定するならば、週4日、4時間以上となりますけれども、48時間であれば週3日でも保育園に入れますが、その3日の人たちは一時預かりで吸収しましょうという形で、きちっと整備することが可能ならばいいなと思うんです。その一時預かりの受け皿整備ということを重ね合わせてやっていただきたいと思いますので、次回の地域事業のニーズとの、必要量とのマッチングも非常に関係してくるかなと感じるところでございます。

もう一つ、子どもは確実に減ってくるんだなというのをすごく強く感じました。今たくさん保育園をつくったとしても、いずれ子どもはどんどん減って、保育の利用希望は増えるけれども、実際の子どもの数は非常に減ってくるので、そのあたりの施設整備とかも含めて、どんな形で今後事業を展開していくかというのが非常に大事かなと思っております。

○宮本会長 ありがとうございます。

先ほどの課題のもう一つは育児休業制度とのかかわりですけど、このあたりについてもあわせてご意見いただけるといいと思いますが。

畠山委員。

○畠山委員 私は64時間の制度でいいのではないかと思うんですけれども、48時間のところは、現在の幼稚園でもほぼ対応できているのではないかと思うんですよね。私どもの幼稚園の保護者を見ると、そういう方もたくさんいますし。

基本的には、これから人口がどんどん減ってくるわけですから、過大とは言いませんけれども、潜在ニーズを全部顕在化させて、これだけ待機児童が出てくるから、需要があるから、それだけどんどん設備をつくっていくというよりも、本当に必要な部分の人たちに適切な施設を提供するというところを行ったらどうか。保育園、幼稚園とか、それぞれの機能をきちっと分かち合って、それで質の高い幼児教育をしていくということが大事だと思いますので、現状の64時間の制度でいいのではないかと。この5年間にどれだけ施設整備の費用が要るのか、今の財政状況でできるのか、それから、今の状況で幼稚園等でそういうことができないのかどうか、その辺のところもぜひ検討していただきたいと思います。

○宮本会長 その他、いかがでしょうか。どうぞ。

○久留島委員 久留島でございます。

今、話を伺っていて、父親の立場から言うことなんですけれども、なぜみんなそんなに女性が働くのがいけないと言うのかということところが今一番ひっかかっておまして。今回のシステムの大きな基本指針の中に、女性の働き方という問題も入っていたし、男

性の働き方というのにも入っていた。そこで、女性が働くことで男性の働き方も変わるのではないのかということが、今回また示されている部分でもあると思いますので、女性も働きながら、先ほど言ったこぼれ落ちるところを、今回、多様なシステムでそこを支えていこうということになっていると思いますので、そのフラップな体制みたいところを充実させていくというのも一つの方法なのではないかと、今話を伺っていて思いました。その部分で、なぜそんなに働いてはいけないのかなと、そう感じた次第です。

○宮本会長 先ほどの調査結果で言うと、男性の帰宅時間の遅さですよ。これがもっと早くなると、保育所はこんなに長時間空けなくてもいいはずなんですけれども。

○久留島委員 ここ2年の部分で、そこでいただいているところは、少しまた違う方向でもサポートしていこうというのと。あと、今回せっかく就労の希望時間についても聞いているので、そのあたりも少し兼ね合わせながら、そうすると、64 までいかなくても、もしかしたら 50 台で済むのかもしれないし、そのところの査定は、少し細かく行ってもいいのかなと思っています。民間保育所が 52%で、一番多いところでは、5 時間ということなので、もしかしたら 60 ぐらいなのかもしれないですけど、査定の仕方次第だと思いますけれども、そのところも検討していただければと思います。

○伊藤委員 この下限については下げられない自治体が多かったというお話でしたけれども、子ども自身のことを考えた時には、下限なんてなくていいというのが正直なところなんです。なぜかという、親の働き方がどうであっても、そのことで子どもが受けられる保育や教育が違うというのは本来おかしいと思うからなんです。だからといって下限をなくしてしまえば、それはそれで実際立ち行かないところもありますし。

48 時間は幼稚園で対応できるとおっしゃいましたが、3 歳未満の子は幼稚園に入れませんので、行くところがないんですね。下限が 64 であっても 48 であっても、下限がある限り必ずそこからこぼれる人というのが出てくる可能性はあると思うんです。先ほど、ニーズ調査の中で、すぐにでも、あるいは 1 年以内に就労したいという人の調査結果で、3 日あるいは 5 時間というのが最多だったんですね。これは単純計算でひと月を 4 週間だとすると、60 時間にしかならないので、こういう人たちは下限が 64 だと預けられないことになりますよね。

就労希望時間が 5 時間の次に多いのが 4 時間なんです。これだと 3 日の 4 時間で、やはり 48 にしかならないので、これでは預けられないから働けないという人がたくさん出るということだと思うんです。こういう人たちの、働きたいけど働けない、なぜかという預けられないから、何で預けられないかという下限にひっかかるから、だけど、これ以上働けないという場合も、それぞれ事情があると思うんです。ここをどうにか、下限以下になってしまう人たちが少しだけ働ける場が何とかあればと調査結果を見ながら思っていたんですね。利用する施設の中で、すごく利用者が少なかった事業所内保育がありましたね。これは、事業所が運営するのであれば、もしかしたら下限を 64 とか 48 にこだわらなくていいのであれば、そういうところだったら働けるという人はたくさんいるのではないかなと思いました。すみません、名指しで悪いんですけど、岡本委員に、今話しながらぜひ伺ってみたいなど。すみません、お願いします。

○岡本委員 ご指名ですので。

当社の場合ですと、ショッピングセンターの中にそういう保育施設を持っているところは、残念ながら今はありません。ただし、社内でもそういう話、機運は出ていまして、あるショッピングセンターの中に、従業員向けの施設をつくるという話を進めています。それをモデルにして、運営の仕方等、うまく立ち行くようになってくれば、ショッピングセンターの中に増やしていく。

ただ、従業員にアンケートをとると、あまり賛成は得られないんですね。子育てが必要な方に、もしショッピングセンターにそういった施設ができれば利用しますかといった時に、あまり賛成がない。それはどういうことかということ、まず、満員電車とか満員バスに子どもを乗せたくないとか、小学校就学を考えた時には、やはり家の近くでお友達をつくっていききたい。したがって、家の近くの幼稚園とかそういうところに預けたい。一方で、母親としては、小学校に上がる前提で地域の奥様方とも仲よくなりたい。だから、勤務先で預けるということについて、なかなか賛成が得られないところもあつたりします。少し難しい問題ですけれども。すみません、お答えになったかどうかわかりませんが。

○伊藤委員 イオンさんがというわけではないんですけども、ふだん生活している主婦の印象として、近場のスーパーのパートさんってすごく多いなと思うんですね。それこそ、幼稚園、小学校に入ったから、そこで仕事を始めるという人も多いんですけども、徒歩圏内に職場があつて、そこに子どもを連れていけるんだつたらいいのかなと思つたんですね。賛成がないというのは意外でした。

○岡本委員 そうなんです。そうすると、小学校区ぐらいの単位で上がっていきますでしょう。そこで、近くにある幼稚園とか保育所で、子どもたち同士が仲よくなつてもらいたい、お母様方とも知り合いたいという話が結構出てきますね。そうすると、区域がもっと小さくなる。ただ、実験的にやろうというのは会社としても話をさせてもらっています。

○宮本会長 ありがとうございます。

伊藤委員が言われた、3歳未満の、そして短時間働いているお母さんが預けるところがない、幼稚園ではだめだというお話です。

畠山委員、時間があまりないので、少し短く。

○畠山委員 もともと幼稚園は3歳未満児は預かっていないわけですから、そういう危惧もないんですよ。けれども、保育園とか、それから今後できる幼保連携型の認定こども園とか、そこではそういったことが起きると思うんです。実際、保育園でも、週48時間の人が今度フルに8時間使うかといつたら、そんなこともないのではないかなと私は思います。ですから、千葉市の財政が豊かであればいいんですけども、できるだけ基本的に一番困っているところを早く整備すべき話で、設備は我慢していただいて、今の待機児童を、本当に子育てしやすいようなところを優先して行うべきではないかなと。いずれ子どもは減ってくるんですよ。

○宮本会長 まだまだたくさんご意見がありそうなんです、残念ながら、終わる時刻に

なっていました。

○岡本委員 すみません、1つだけ数字の確認をさせてもらいたいんですけど、根本的なところで、最後の量の見込みの一覧表の、25年のところの5区分で全部で利用されている方がどのぐらいいるか。この数字とニーズ調査をした時の9ページで、調査をされた時に現在利用されている方の割合、これは結構数字が違うように見えるんですけど、これはどう理解したらいいのかなと。

○こども企画課 こども企画課でございます。

25は今の現状の値でありまして。

○岡本委員 そうだとすると何%ぐらいになるんですか、児童数に対する利用者数は。

5割行かないぐらいでしょう。

○保育支援課 保育支援課ですが、この資料3の別紙で言います幼稚園利用のところまで含めると数字はすぐには出ないんですが、保育所の利用だけで言いますと25年4月1日時点で利用率は25.4%になります。ですから、この表で言うと、①、②、③の部分まで、ここままで25.4%になります。

○岡本委員 それに比べて、アンケートでニーズ調査をしている時に利用している方が6割強いるというのは、何か数字の実態が違うのかな。

○こども企画課 持ち帰って精査します。ただ、幼稚園利用者と保育所等の利用者を合わせて。

○岡本委員 合わせているのが25。

○こども企画課 はい。合わせてみると、ここまで離れているかということ、すみません、今、はじいた数字を持っていないので、確認をさせていただきます。

○宮本会長 それでは、まだたくさんご意見が出そうな状況なんですけれども、残念ですが、議論を終わらせていただきたいと思います。あと、ご意見があったら、事務局にぜひ伝えていただくというのがよろしいのではないかと思います。

それでは、事務局にお返しします。

○齊藤こども企画課長 活発な議論、ありがとうございます。本日いただきました意見を十分斟酌して検討してまいります。

なお、検討の結果はもとよりですが、検討の状況につきましても、国の動向とあわせて適宜皆様にご報告をさせていただきたいと考えております。

よろしいでしょうか。では、スケジュールにつきましてご説明させていただきます。資料4をご覧くださいと存じます。資料4の表ですが、記載の表の上段には25年度の経過を、下段には26年度の予定を記載しております。

25年度は、10月にニーズ調査を実施いたしまして、11月から12月にかけてデータを集計しました。この集計結果を用いまして、1月下旬に国が提示した作業の手引に基づきまして量の見込みを試算したというところです。

下の26年度の予定ですが、まず、4月下旬を目途に、地域事業の量の見込みを議題として、新年度の第1回の会議を開催させていただきたいと考えております。また、なるべく早い時期に、小学生向け調査も含めた調査報告書を取りまとめたいと思います。26

年度上半期中に、量の見込みに対する確保方策、いつ、どのくらいの施設利用を提供していくかという目標値を中間的に取りまとめることとされております。その中で、幼保連携型認定こども園の普及促進の考え方や、設置目標などを検討する必要があるだろうと考えております。上半期は、この確保方策について、第2回以降の会議でご意見を伺いながら検討してまいります。26年度下半期は、事業計画のうち、量の見込みと確保方策以外の部分、例えば、子育て支援に関する基本的な考え方、特別な支援を必要とする子どもへの対応などについて検討してまいります。

新制度の枠組みの中にあります、教育・保育や地域事業以外の子どもに関するさまざまな政策、例えば、児童虐待対策とか社会的養護の対策とかワーク・ライフ・バランスなどの連携についても検討していく必要があります。これらを盛り込んだ事業計画の素案を取りまとめる時期を27年1月ごろと見込んでいます。その後1カ月間のパブリックコメントを経て、3月中に事業計画を策定する予定です。27年4月スタートを前提としますと、最終的な策定期を先送りするという事はできない状況です。また、事業計画以外にも、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業などの利用定員を定める際には、こちらの会議のご意見をお聴きするということが法律で義務づけられております。利用定員につきましては、設定方法や聴取すべき意見の内容など、現時点では不明なことがまだ多くて、この場でまだ詳細に説明できない状況です。明らかになり次第ご案内させていただきます。

以上につきまして、会議のご意見をお聴きするため、上半期、下半期、それぞれ2回から3回程度の開催を予定しておりますが、国の動向や市の進捗状況によりましてスケジュールや審議事項が前後したり、他にご審議いただいたりするような事項が生じることも考えられます。不確定なことが多くて大変申しわけございませんが、今後も、会議開催のその都度、スケジュールを確認させていただきたいと存じますので、ご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

スケジュールにつきましては以上でございます。

○宮本会長 どうもすみません。まだご説明が終わってなくて失礼しました。

以上のように、これからの日程、ご説明がありましたけれども、これについて何かご質問ありますか。よろしいですか。

では、議題の(5)、「その他」がありますが、何かありますか。

○こども企画課 こども企画課です。

先ほど、岡本委員からご質問のありました数字、今出してみました。幼稚園利用まで含めると60%少しですので、余り乖離はございません。答えている方というのは、大体、興味があってお答えになっているので、少し上振れているかもしれません。

以上です。

○宮本会長 それでは、少し時刻を過ぎてしましまして、司会進行が不手際で申しわけございません。大変活発に皆様からご意見をいただきましたので、それを事務局でもう一度整理していただき、次回引き続き議論を進めていきたいと思っております。

では、事務局、あとはお願いいたします。

○事務局 長い時間お疲れさまでございました。

閉会の前に事務局から何点か連絡事項がございます。

まず、議事録等についてでございますが、前回からこども企画課のホームページに会議のレポートとして掲載しておりますので、今回につきましてもレポートを作成させていただき、掲載いたしましたら速やかにご報告させていただきます。

それから、議事録につきましても、原案を作成し次第、内容の確認のご協力をお願いいたします。

以上でございます。

今日は、長い時間、活発なご議論をありがとうございました。予定終了時刻を過ぎましたことをお詫び申し上げます。長時間にわたりご議論いただきまして、誠にありがとうございました。